

社会福祉法人酒田福社会役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田福社会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び日当等)

第2条 役員及び評議員に対する報酬の額は別表1のとおりとする。

2 報酬の支給期日は、理事長報酬は在職する月における職員給与支給日とし、理事長を除く役員報酬は3月に在職する役員に対し同月の理事会開催日に、監査業務の手当は5月に監事に対し支給するものとする。

3 理事長を除く役員・評議員が職務執行及び各会議に出席したときは、別表1に定める日当及び費用を弁償するものとする。

(調査・研修等の旅費)

第3条 役員等のうちで理事長の要請により、調査・研修・視察等のため旅行した場合は、「社会福祉法人酒田福社会旅費規程」により旅費を支払う。

(傷病見舞金)

第4条 役員が傷病により入院2週間以上に及んだときは、別表2により傷病見舞金を支払う。

(災害見舞金)

第5条 役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害程度に応じて別表2により災害見舞金を支払う。

(弔慰金)

第6条 役員が死亡したときは、別表3によりその遺族に弔慰金を支給するほか、生花を供える。

2 役員の配偶者・子・同居の親が死亡のときは、別表3により弔慰金を支給するほか、生花を贈る。

(慰労金)

第7条 役員がその役職を退任した時は、別表4により慰労金を支給する。

(その他)

第8条 その他、特に必要と認められる慶弔金等については、理事長に一任し支給する

ことが出来る。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼ねている役員には、この規程の第4条、第5条、第6条、第7条は適用しない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成29年4月27日から施行し、認可のあった4月13日に遡って適用する。

別表1 役員報酬・日当等

役員等報酬	理事長	月額	50,000円
	理事・監事	年額	30,000円
日当等	理事・監事	日当	10,000円
		交通費	2,000円
	評議員	日当	10,000円
		交通費	2,000円
	監事監査業務	手当て	10,000円
		交通費	2,000円

別表2 見舞金

傷病見舞金	普通傷病	10,000円
	業務上傷病	20,000円
災害見舞金	被害の程度により	10,000～20,000円

別表3 弔慰金

弔慰金	本人	30,000円
	配偶者・子・同居の親	10,000円

別表4 慰労金

慰労金 (就任年数)	5年未満	10,000円
	10年未満	20,000円
	10年以上	30,000円